

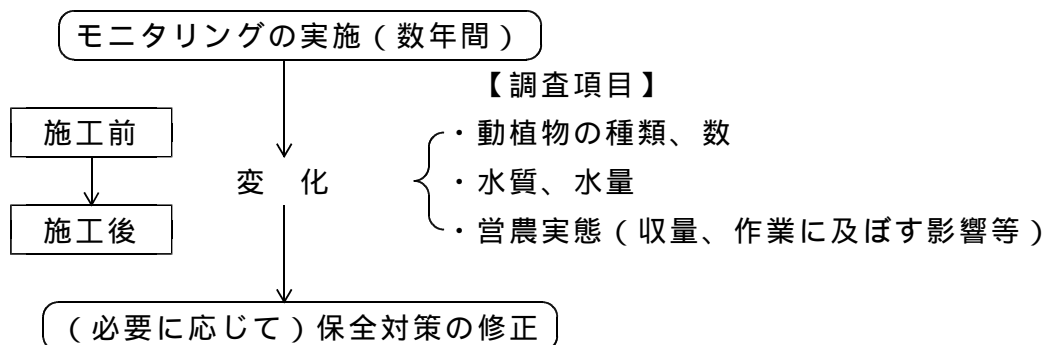
5.5 モニタリング

自然生態系の成り立ちは複雑であるため、様々な検討の結果として選択した保全対策が想定したとおりの効果を発揮するかは予測しがたい。このため、保全対策の実施後一定の期間は、生態系の状況についてモニタリング調査を実施し、必要に応じて対策の補正対応を実施することが重要となる。また、モニタリングは維持管理の一環として行うことを原則とし、結果の客観性を確保する観点から、定期的・継続的な実施が望ましい。

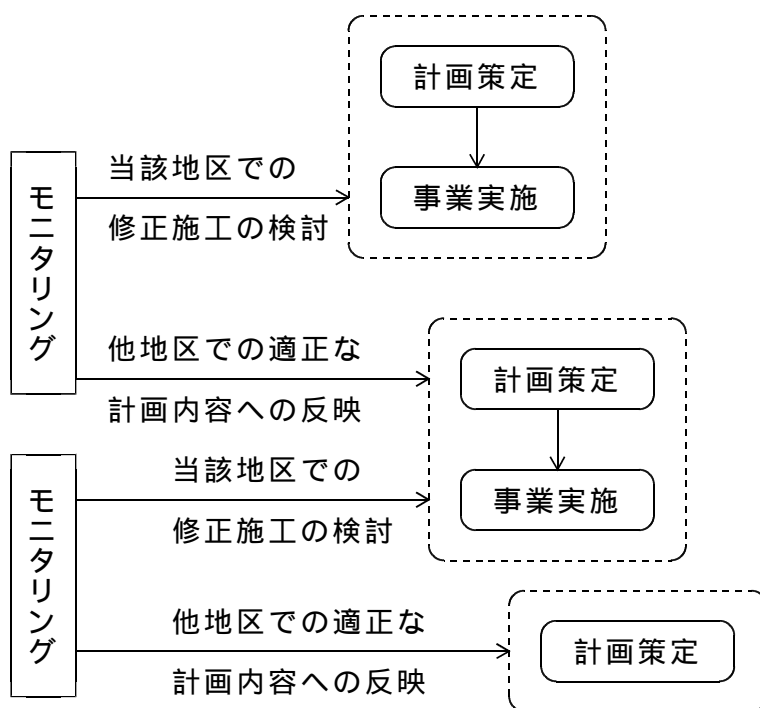
【解説】

- 1．自然生態系は多様な環境要素を必要とする様々な生物種の相互関係から成り立っており、複雑な構造を持っている。このため、事前の検討結果では最善の保全対策を講じたとしても、予期しない生態系の変化や減退を引き起こすこともあり得る。これは、生態系保全対策に係る知見の不足だけでなく生態系の成り立ちの複雑さそのものに起因する問題であり、やむを得ないところがある。

このため、保全対策を実施した場合には、その後の生態系の回復状況等を継続的にモニタリングすることにより、ミティゲーション5原則等を念頭に置いた保全対策の効果の発揮状況を把握するとともに、保全対策の補正を行うことが適切である場合には随時修正を行うといった適応型管理（adaptive management）を行うことが望ましい。



- 2．モニタリング結果は、当該事業地区の施工、維持管理に反映されると同時に、新たな計画策定にも順次反映される必要がある。その積み重ねにより、より好ましい環境との調和に配慮した対策の実施が支援されることとなる。



３．モニタリングの方法は、保全対策の規模や影響の程度、地域の状況によって事情が異なるが、必ずしも本格的な調査によるものでなく、地域活動（市民団体活動、小・中学校での環境教育等）の一環として実施できるような簡易な手法によるものでも対応可能である。